

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○根本委員長 これにて吉田君の質疑は終了いたしました。

次に、長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党、長妻昭でございます。よろしく願いをいたします。

まず、政府には、前から申し上げていた不織布マスクの推奨というのを基本的対処方針に入れていただいて、ありがとうございます。ちよつと遅かったんですけども、これを徹底的に推奨していただきたいというふうに思います。

そして、私どもの方から公共交通機関の二酸化炭素濃度の測定を依頼していたところ、それをしていただいて、いろいろその後改善をしていただいた、公共交通機関の換気について。その概要をお話いただければと思いますが、大臣。

○斉藤国務大臣 鉄道における新型コロナウイルス対策については、有識者の意見も踏まえて作成した鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染対策に関するガイドラインに基づき、車内換気を

始めとする各種対策を行っております。そのアナウンスもさせていただいております。

このうち、東京メトロでは、本ガイドラインの改定やオミクロン株の感染拡大などを受けて、窓開け箇所数を一車両当たり二か所から三か所に増やす、それからラッシュ時における窓開け専門要員を配置するなど、窓開けによる換気対策を更に徹底しております。

国土交通省としては、このような東京メトロの取組は外気導入装置がない場合の換気対策の好事例の一つとして考えており、各鉄道事業者に対しては、こうした事例を参考に、換気対策に一層取り組むよう働きかけてまいりたいと思っております。

○長妻委員 新しい取組ということ、どんどん推進をしていただきたいというふうに思います。

そして、不織布マスクなんですけれども、海外でも、公共交通機関を始め、義務づけをしている国もあります。不織布マスクどころか、高機能マスクですね。

そういう意味では、公共交通機関のみならず、閉鎖された空間でもそうなんですけれども、不織布マスクの推奨を政府は強力に進めていただきたいと思うんですが、公共交通機関においても、その呼びかけというのはしていただけないでしょうか。

○斉藤国務大臣 鉄道事業者では、新型コロナウイルス感染症への感染予防対策の一環として、車内や駅構内でのアナウンス等により、鉄道車内のマスクの着用について、利用者の方々への御理

解と御協力を求めています。アナウンスをさせていただいております。

今般、一月二十五日に、政府の基本的対処方針が改定され、マスクの着用に当たっては不織布マスクを推奨する旨が盛り込まれました。今後、国土交通省としても、鉄道事業者に対して、利用者の方々へのマスク着用の呼びかけを行うに当たって、不織布マスクが推奨される旨を踏まえるよう、各事業者に対して働きかけてまいりたいと思っております。

○長妻委員 あと一点なんですけれども、やはり、二酸化炭素濃度というのが、目安にして換気をしていくということが大変重要だと。これはもう、当然、公共交通機関のみならず、こういう空間もそうなんですけれども。

ここにちよつと、私、手元に二酸化炭素濃度計というのを持ってきたんですが、今、ここは六九八ppmですね、測定器によると。やはり、厚労省としては、一〇〇ppmを一つの目安、それを超えないようにということで換気を推奨しておられるので、この二酸化炭素濃度計を、是非、補助金を出して、学校とか職場とか映画館とか劇場とか飲食店とか、そういうところに設置をして、換気を徹底していただくということが大変重要になります。

これは、二月十日にも、基本的対処方針に我々の要望を入れていただきました。どういうことかという、換気の悪い場所におけるエアロゾル感染が多く出ている、つまり、これに注意してほしいという、エアロゾル感染、マイクロ飛沫ともい

いますけれども、それを明記をしていただいたところでございます。

ちなみに、この第一委員室、事務局に調べていただきますと、この部屋ですね、外気と入れ替わる回数が一時間当たり約十五回、つまり四分の一に入れ替わっているということで、ある程度のものが保たれているのかなというふうに思うところでございます。これも一〇〇ppm、今ここは、この測定器では、以下ということなので。

是非、厚労大臣、二酸化炭素濃度計を補助金つきで各所に配るようなそういう政策というのもの、ちよつともう遅いんですけれども、前から我々は言っていたんですが、強力に進めていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○後藤国務大臣 今委員が御指摘いただきましたように、飛沫、エアロゾルの吸入、そうしたものを回避する、換気などの基本的感染防止対策は非常に重要でありまして、これまで科学的知見やビル管理における基準を踏まえて、具体的な換気の手順や留意点をお示ししたリーフレットなどを作成いたしました。周知をいたしております。

いろいろな対応によりまして、こうしたことが励行されるように努力してまいりたいと思っております。

○長妻委員 是非本当に、もう遅いんですけれども、徹底していただきたい。自治体によっては無料で飲食店に配っているところも、私の地元でもありますし、どんどん強力にやっていたらいいと思うんです。

そして、このオミクロン株については、私もこれまた気になるのは、もうピークアウトしたとい

うことで、政府の中には安堵感が広がっている、それを漏れ聞く話もいろいろ出てきております。自民党の今日の委員会の質問でも一切もうコロナはないわけでございまして、これは油断しちや駄目だと思っております。

自宅死というのがどんどん増えておりますし、死者もどんどん増えているところでございます。

ここからは厚労大臣とワクチン担当大臣に質問いたしますので、国土交通大臣、ここで結構でございます。どうもありがとうございます。

まず、厚労大臣にお伺いしますと、今年に入って厚労省が把握している自宅死、これは何人でございますか。

○後藤国務大臣 新型コロナウイルス患者の死亡者数のうち、HER|SYS上で検案場所が自宅と入力された件数は、令和四年一月一日から二月九日までの間で三十一件でございます。

○長妻委員 三十一名の方が、厚労省が把握しているだけでもコロナで自宅死ということで。大体前回、第五波も、HER|SYSと厚労省が自治体ヒアリングして調べた結果と三・五倍ぐらい違いがあるんですね。ですから、この三十一人は三倍以上になる可能性もある、実態としてですね。相当な数だというふうに、是非危機感を持っていただきたいと思っております。

警察も、自宅などで亡くなった方、今年に入っ

て把握していると思うんですが、何人でございますか。

○大賀政府参考人 本年一月中旬に警察が取り扱った新型コロナウイルス陽性の御遺体は百五十一人

でございます。

この百五十一人の発見場所の内訳でございますが、自宅等が百三十八人で、外出先十三人となっております。

以上でございます。

○長妻委員 これは本当に危機感を持たないといけないですね。ピークアウトしたからというような油断は決して許されません。

この百五十一人のうち外因死、外傷などが三十名おられるということで、それ以外、新型コロナウイルス感染症あるいは肺炎というような方は、それぞれ死因の内訳を、概要をお話しただければ。

○大賀政府参考人 今年一月中旬に警察が取り扱いました新型コロナウイルス陽性の御遺体百五十一人の死因についてでございますが、警察が把握しているところ、内因死、つまり病死でございますが、病死と判断された方は百十五人でございます。その内訳は、新型コロナウイルス感染症が四十一人、肺炎九人、その他五十九人、そして、不詳とされたものが六人でございます。

○長妻委員 まだ分かっていない人もいらっしゃるということでもあります。

資料の八ページですけれども、これも私もちよつとびっくりしたんですが、今月の二月七日に出された通知ですね。これはこの二年間のコロナ危機の中で初めての通知だということなんです。広域火葬計画、火葬場が満杯になるので、その準備をしてほしいということなんです。これはどんな狙いですか。

○後藤国務大臣 国民生活、国民経済の安定確保に特に不可欠な業務を担う火葬場に対しましては、令和四年一月十七日に事業継続方法の検討を依頼したところでございます。

御指摘の二月七日付事務連絡は、その具体的な対応方法として、神奈川県や千葉県で取り組んだような、災害時のために自治体で策定されている広域火葬計画にのっとった形が考えられるということをお示ししたものです。

○長妻委員 初めて出されたということで、本当に、死者が相当数増加するというのが見込まれて政府も準備すると。こういう準備することはいいいことなんです、肝腎要の、死亡者を減らす、そういう対応が相当後手後手になっていると言わざるを得ません。

今、この死者数が本当に正確なのかどうか、新規感染者数もそのとおりでございますけれども、HER-SYSの入力遅れ、現状の数字が相当違っているんじゃないかという指摘もあるんですが、ここら辺、厚労省、どれほど把握していますか。死者数はこれで正しいんでしょうか。

○後藤国務大臣 HER-SYSについては、入力等の問題もありまして、先ほど御指摘がありました、地方自治体の調べや警察の調べ等々に比べて少なめに出ているという認識は持っております。○長妻委員 今、少なめに出ているという発言がございまして、ですから、ちょっと今、日本の場合、現状の数字を見て一喜一憂するのはまだ早いわけでございますので。本当に正しいかどうか。一部地域では相当数、入力遅れがあるということ

でございます。

是非、今、もう一部地域では医療崩壊が起こっている、助かる命が助からない、こういう現状が起こっている、こういう強い危機感を、厚労大臣、持っていたきたい。助かる命が助からない、これは私は人災の側面もあると思うんですね、この死亡者の急増というのは。ワクチンを三回目、もっと早く進んでいけば、多くの人が亡くならないで済んだというふうに私は考えるんですが、政府はそう考えませんか。

○後藤国務大臣 従来から御答弁を申し上げているとおりでございますけれども、オミクロン株の性格から見ても、感染力は強く感染のスピードは速いけれども重症化しない可能性が高い、そういう評価が今進んできておりますけれども、しかし、そのことは、感染がどんどん拡大して、そして、そうなった場合に、高齢者の方あるいは重篤な症状になりやすい方たちが大変に多く重症になるおそれもあるということで、我々としては、しっかりと、昨年夏につくりました全体像、それを今のオミクロンの対応に合わせるべく強化、迅速化の対応を図っておりますけれども、そうしたワクチンの御指摘もありましたし、臨時の病床の問題だとか、そういう体制整備に努めているところでございます。

○長妻委員 なかなか質問には答えていただけないんですが、三回目のワクチンが進んでいけば、私はこんなに亡くなる方が増えていないというふうに思うので。それについて全然答えないですね、後藤大臣。ちょっと、反省がないと、教訓がない

と、前にきちんと進めないと思うんですね。これは命の問題ですから。

このワクチンについて、三回目接種ということで、やはり一番重要なのは、例えば、今月中に何人を目標として打つのかということなんです。いただいた資料、四ページですけれども、政府が作成した資料では、今月二月には三千七百四十六人が接種対象だと。これは私はもっとも、本当はこれに、三月に打つ高齢者を前倒しできると思うんです、すべきだと思うんですけれども、政府が出した最低限の三千七百四十六万人、二月末まで、これはもちろん達成するというところで今進めているわけですね。

○後藤国務大臣 今御指摘の数字についてでありますけれども、岸田総理が先日、二月七日、二月のできるだけ早期に一日百万回までペースアップすることを指すとの明確な目標を掲げておられます。まずは、この目標の達成に全力で取り組むということが目標でございます。

それから、全国の九七%の自治体が、二月末までに、対象となる、希望する高齢者等への接種を予定どおり完了する見込みであるとの報告を受けているので、是非、そうした達成を地域と連携して進めてまいりたいと思っております。（長妻委員「委員長、言ってください。人数、二月末までの人数」と呼ぶ）

○根本委員長 二月末までに何人終わる見込みか。厚生労働大臣。

○後藤国務大臣 今、努力をいたしておりますので、目標としては、先ほど申し上げたとおりでこ

ざいますし、今、地方公共団体、国もいろいろな形で連携をしながら、計画の実行をしっかりと進めていくように督促しているところでありますが、今の段階で、二月にどのぐらいが打てるかという質問については、努力をしているというふうにし上げてさせていただきます。

○長妻委員 いや、今おっしゃったのは、一日百万回でしょう。そして、各自治体の九十何%が計画どおりと。そうすると、それを組み合わせれば、二月中に何人というめどはあるわけじゃないですか。何人ですか。

○後藤国務大臣 何人打てるかというふうにおっしゃるので……（長妻委員「目標」と呼ぶ）それは、そういうことからいえば、目標は、できるだけ早くに一日百万回を達成するというのが目標です。

そういうことでいえば、目標は、先ほど申し上げた、一日百万回をできるだけ早く達成するという以外の目標というものは、正式にはありません。**○長妻委員** 三千七百四十六万人、これは政府が出しているんですよ、二月中対象者だと。

これ、ちよつと私、計算してみました、算数を。今、最新の数字が二月十日の分なんです、政府のホームページ。そうすると、三回目接種が九百九十七万人は終了した。そうすると、三千七百四十六万人引く九百九十七万人だと、あと二千七百四十九万人、二月に接種しないとけない。そうすると、あと残りが十八日ですから、二月は、割り算すると一日百五十二万回なんです。だから、昨日から毎日百五十二万回打たないと、

この政府の対象者、出している対象者すら打てない状況なんです。ですから、ちよつと深刻に考えていただきたいんですよ。

今、高齢者施設がどうなっているか御存じでしょうか。クラスターが一月で五倍になり、五波のピークの七倍になっているんですね。二月六日までの一週間で二百九十二件、たった一週間で二百九十二件、五人以上感染のクラスターが発生しているというふうな。それも、報告も確かに上がっていない部分もあるんですね、遅れて。

高齢者施設は本当に急ピッチで打たないと駄目ですよ、これは目標を立てて。今、高齢者施設は、従業員も含めて大体全体の施設のどのくらいまで打ち済んだか、把握しているんですか、厚労省。

○後藤国務大臣 三回目の接種の重要性は政府としても本当に深く認識をしております、今必死になつてそれぞれの対策を急いでおりまして、地方に対しても、接種票の早期の送付、あるいは職域への接種、エッセンシャルワーカーへの接種、そうしたこともしっかり取り組んでおりますし、それから、今高齢者施設の話も出ましたけれども、度々、全国知事会あるいは自治体に向けた事務連絡を、十二月二十四日、一月二十日、一月二十八日と出しておりますし、それから、十九日と二月の二日には都道府県説明会も行いまして、高齢者施設の追加接種については特に重要であるということ、懸念をお願いをし、またその進展、一生懸命図るべく努力をさせていただいております。是非、全国の自治体や関係者の皆様にも、そのことを御理解をさせていただきたいと思っております。

そして、現状において、全国の高齢者施設において現状がどうなっているかということは、今総務省と一緒に調査中でございます。

○長妻委員 どんどん人が亡くなっているのに調査中ですかね。

少なくとも、本当は十日以内ぐらいに全高齢者施設、従業員の方も含めて打っていた方がいいと思うんですが、じゃ、もう百歩譲って、今月中には全ての高齢者施設の高齢者と働いている方全部に打つ、このぐらいのことは目標として掲げていただけませんか。

○後藤国務大臣 高齢者施設での三回目の接種は、政策としては特に重要だと認識しております、当初から、医療関係者とともに最も優先度の高いグループということで認識しておりますので、何とか、できるだけ早い接種を行うように最大限の努力をさせていただきたいと思っております。

○長妻委員 いや、高齢者施設については従業員を含めて二月中に全て打つ、このぐらいの目標ぐらい立てられないんですかね。

○後藤国務大臣 そういうことで努力をさせていただきます。いただきたいと思っております。

○長妻委員 これは何にもないんですかね、目標が。これはちよつと本当に深刻に考えていただきたい。

今、モデルナが、会場によってはなかなか予約が埋まらないようなところもある。しかし、接種券を持っていない方はそこに行けない。

接種券についての在り方をもうちよつと柔軟にして、空いている会場には希望者がどんどん行け

るようにする、こういう柔軟な対応というのが、これは、三月ぐらいから考えるというともう終わっちゃうんですよ。今が火が燃えている真つ盛りするときなので、そういう柔軟な接種券の対応というのはいかがですか。

○後藤国務大臣 接種券につきましては、現在は、市町村における接種、それから職域接種、こうしたものについては、接種券がない場合でも接種をしていただくことをお認めをさせていただいております。

大規模接種会場においては、残念ながら、後で整理がつかまないので、接種券を求めることについてしております。

接種券は事後的にきつちりとVRSへの登録をしていただくということで、今、接種券については遅れが出ているということもあるので、当然のことながら、先ほどから話の出ている高齢者施設も含めて、そうした接種者の管理のつくところについては接種券のない接種をお認めをしているところとあります。

○長妻委員 是非、急ピッチでやっていただきたいというふうに思います。

そして、配付資料の最後のページでございますけれども、これは、最近ちょっと気になるのが、いろいろ、厚労省、八か月、六か月の間隔をめぐる話で、厚労省が八か月にこだわって遅れたんだ、厚労省が悪い、こういう論調が相当与党・政府の中から出てきていまして、私は、この論調には相当違和感があるんですね。

の十一ページにまとめてみました。

まず、去年の十一月十五日に、厚労省の予防接種・ワクチン部会、相当な議論がありました。これは全部はホームページで議事録が公表されていますけれども。結局、間隔についてはこういうふうになったんですね、よく御存じのように。

二回目接種完了からおおむね八か月以上だと。ただし、地域の感染状況を踏まえて、自治体の判断により、八か月より前に追加接種を実施する場合においては、薬事承認の内容も踏まえ、薬事承認は六か月ですからね、六か月以上の間隔を空けると。

つまり、自治体の判断とか地域の感染状況によつては六か月以上でもいいよというふうに言ったわけですが、これは。議事録、相当長いものが出ていますけれども。

ところが、自治体の皆さんもびっくりしたんですよ、その翌日の堀内大臣と後藤大臣の記者会見を聞いて。私も自治体の方から相当問合せが当時来ました。これはどうなっているんだ、逆じゃないかと。

どういうことかという、後藤厚労大臣、こういうふうな記者会見された、翌日ですね。原則は八か月、ただし、ワクチンの、地域の感染状況とか、クラスターが発生しているとか、そういう非常に特殊な状況の場合、そして、これは決して接種間隔を自由に地域の判断に応じて八か月に六か月に前倒しするということを認めるものではない、こういうふうにおっしゃっているわけですね。

堀内大臣に至っては、六か月というのは地域の

感染状況等を踏まえた例外的な取扱い、現在の感染状況等では、自治体は六か月間隔を前提に準備する必要はないと。

この十五日の決定を受けて準備を始めようとした自治体が多数あるんですが、この翌日の記者会見でそれをストップしたという自治体もございまして。

現在の感染状況等では、堀内大臣の会見の続きですね、現在の感染状況等では、自治体は八か月間隔を前提に準備をしていたらいいというふうな思っていますと、予防接種・ワクチン部会をよく読んでいただくと、予防接種・ワクチン部会は、自治体の判断で六か月以上でもできるんだ、こういう専門家の相当精緻な議論をしたにもかかわらず、翌日打ち消しがある、これはなぜですかね。

○後藤国務大臣 地域の判断を打ち消しているという御指摘は当たらないと思います。

この十五日の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン部会においても、おおむね八か月以上とするというのは原則として決められておりまして、例えば、地域だとか、あるいは施設等で急速な感染が広がっているような場合には、地域の判断において薬事承認の六か月までの前倒しができるということをおっしゃっているわけでありまして、私、会見とワクチン部会の内容については違いはないというふうな思っております。

もちろん、前倒しについての御議論、進めるといふ御意見もありましたし、例えば、知事会のように、自由に六か月に前倒しができるということに対して強い憂慮を表明された団体もあります。

そういう中できちつと原則、ルールをお示ししたということなので、十一月十五日のワクチン部会とそれから会見で申し上げた内容について、そこがあるというふうには考えておりません。

○長妻委員 ちよつと今聞き捨てならぬ話があったんですが、後藤大臣、自治体からのいろいろな心配の声が上がって、そういうふうには後藤大臣はお話をしたというような趣旨に取ったんですが、これは、十五日は予防接種・ワクチン部会で決まったんですよ。勝手にその後、大臣がひっくり返しちや駄目なんですよ。

十一月の段階で感染が拡大している地域はないじゃないですか。十一月は相当な前倒しで、各国が、世界はオミクロン株が相当感染している、それで議論している、その時点で、それはクラストとかなんとかというのではないですよ、ほとんど。そういうような前提でこれは議論をしたにもかかわらず、翌日こういうふうには打ち消しているということ、私は、これについて相当自治体の方からも、何でこれは逆になっちゃったのという問合せはいただきましたよ。

堀内大臣もこういう会見をされていますが、これはなぜ、十一月十五日の予防接種・ワクチン部会の結論を更になちよつと歯止めをかけるような、そういうブレーキをかけるような発言をされたんですか。真意はどこですか。いや、堀内大臣に聞いているんです。ちよつと時間がないから。堀内大臣に聞いているんです。

○堀内国務大臣 十六日の会見でも申し上げさせていたように、その当時の感染状況で

は、八か月前に準備していただきたいというような状況であったというふうには私自身捉えて、そういうふうにお答えをしたところでございます。

○長妻委員 いや、さっきも申し上げましたように、部会で決まったのは自治体の判断というものもあるんですよ。その当時は感染は広がっていないわけですよ、確かに。世界で大変な状況になっているから、日本でも三回目のブースター接種だということ、議論を始めて、そしてこういう結論が出たわけですね。これはなぜ準備する必要はない、自治体は六か月間隔、これは自治体の判断でできるわけですから、おかしな話なんですよ。

こういうようなこともあり、ここでも議論になりましたけれども、十一月の段階あるいは十二月の上旬の段階で、自治体が在庫を持っている、ワクチン。三回目、二回目のワクチンが余って在庫を持っている、ワクチンがある、それを六か月間隔で打とうとしたらば、自治体の首長の判断で、政府に反対された、こういうようなことも言われているわけで、これは、ワクチン部会の方針と違う判断を厚労省はしているんじゃないんですか。

○後藤国務大臣 先ほどから何度も申し上げておりますけれども、地域の感染状況を踏まえて自治体の判断により八か月前を六か月に前倒しするということは、地域の感染状況等を踏まえた場合に認めているということについては、このワクチン部会と私の発言は同じことだと思います。

ただ、問題は、自由な前倒しを認めているということではなくて、地域の感染状況を踏まえて、自治体が特に判断した場合については八か月前

倒しして接種をすることは可能であるというふうには申し上げているところであります。

○長妻委員 これは、どう考えても打ち消しですよ。世間はそういうふうには受け止めましたからね、自治体は。在庫があるのに打たせないということですから、厚労省は当時。

これは、報道によると、この同じ日、十六日の同じ日に堀内大臣と後藤大臣が岸田総理にお会いして、この言いぶりではないですか、いいですねということを確認したというんですよ。同じ方針だったら別に確認する必要はないじゃないですか。どういう確認をしたんですか、岸田総理と。

○後藤国務大臣 総理官邸には度々伺っておりますけれども、総理との間のやり取りについて御答弁をするということは差し控えたいというふうに思います。

ただ、いずれにしても、十五日の日に分科会の方針が出ておまして、その方針に従って政府としては対応していくということでございます。

それから、先ほど申し上げておりますけれども、先ほど言っている政府の説明というのは、個別の自治体がワクチンの在庫を持っているから自由に前倒しをするということを確認することではないということ、はつきり政府として当時から申し上げております。

前倒しを在庫があれば認めるに至ったのは、オミクロン株の感染が確認されて以降、十二月に入ってから、前倒しの議論を進めてからは、前倒し、在庫の範囲内でやっていたかどうかということについてはお認めをいたしましたけれども、この段階では、

個別の自治体がそれぞれのワクチンの在庫量に応じて前倒しを認めるということでお話ししていたわけではありません。

○長妻委員 それは、火が燃え盛る前にやらないといけないじゃないですか。燃え盛っていないから大丈夫だと。しかも、自治体は、高齢者施設に対して打つていいですかと言ったら、それをはねつけられたという自治体があるわけですよ。やはり、悪平等というんですかね。これは小池知事もおっしゃっていますよね、会見で。

結局、岸田首相と一体どういう話をされたんですか。国家機密じゃないわけですから。確認をされたわけですか、十六日の言いぶりについて。説明してください。

○後藤国務大臣 基本的に、どういうやり取りであったかということについて、官邸に政策の調整で、あるいは報告で伺ったときのやり取りについてお答えすべきものではないというふうに思っておりますけれども、少なくとも、このときの状況を説明すれば、前日にワクチン分科会の方針が出て、政府としてそういう方針で進めることの御報告をしたということです。

○長妻委員 これは、十一月十五日の議事録が出ていますので、ホームページでどなたでも見ることもできますので、全部読んでみてください。相だな、こういう、翌日、後藤大臣、堀内大臣の会見というのは打ち消しですよ、これは。自治体が基本的に判断できるような、そういうニュアンスでこれは決まったわけですから。

だから、今、不思議なのは、厚労省の官僚たち

が八か月、八か月と言うから八か月になっちゃったというようなことが与党・政府から漏れ聞こえてくるんですが、そうじゃないんじゃないかと。官僚の皆さんはこのワクチン部会の議論で着地をしたけれども、その上の政治家が、両大臣が、非常に、それを八か月に戻すように、六か月は超例外で、基本的にはないんだというふうなことでブレーキをかけたというのが私は真相じゃないかと。

岸田総理がどういうふうに関わっているのか、これは明らかにしないといけないというふうに思っていますので、委員長、岸田総理とのやり取りについて出していただきたいと思うんです。

○根本委員長 理事会で協議します。

○長妻委員 そして、もう一つは、これは後藤大臣とこの委員会で議論した議論なんでございますけれども、議事録を配付してありますが、ちよっと後藤大臣、違うことを言われたんじゃないかと。これはテレビ入りのときですね、二月二日、今日、予算委員会です。

昨年に、政府は、在庫がないとか調達がないとか、ワクチンの三回目の接種ですね、おっしゃっていたので、いやいや、そうじゃないでしょう、昨年にもう三千八百万回分在庫があったでしょうと私が言ったら、後藤大臣は、実際の在庫はそれだけじゃなくて、モデルナについては千五百回というふうに答弁されているんですよ。

それだけはないというふうに答弁されているんですが、私も不思議に思っ、厚労省に先週、資料をいただきました。この資料の中の五ページですけれども、三千八百万回、国は倉庫に保管し

ていたと。

厚労大臣の答弁、違うじゃないですか。

○後藤国務大臣 政府が一、二回ワクチンの接種を終了した後保有していたワクチンは、ファイザー社のワクチン千六百万回、モデルナ社のワクチン約二千二百万回ということでございます。これは、まさにそのとおりでございます。

二月二日の予算委員会においては、政府が保有していたワクチンについて聞かれたときに、私、きっちり事態を把握していません、そのときの答弁にも書かれていますけれども、現に保有しているものに加えて、今後入ってくるものも含めて答弁をさせていただきます、数字を改めて、当時手元に数字がなかったもので、そのとき、数字を確認させていただくというふうに申し上げた上で四千三百万回分と答弁したことは、結果として正確な数字でありまして、手元に数字を持たない中で質問にお答えしたことは軽率であったというふうに思っております。

一方で、モデルナ社のワクチンについて千五百万回というふうに答弁をいたしておりますけれども、これは、昨年末に国が保有していたモデルナ社のワクチンをバイアルで十回接種した場合の数量でございます、三回目接種では、バイアル十五回接種の計算では二千二百万回ということでございます、その例を途中で申し上げたところで、数字が具体的にないので数字を確認させていただくというふうに申し上げます。

いずれにしても、手元に数字を持たない中で質問にお答えしたことは軽率であったということに

ついでには、申し訳ないと思っております。

○長妻委員 本当に、意図的のような気がしますよ、これはテレビが入っている中で。三千八百万回というのが在庫として現物があつたわけですね。

これは調べてみますと、厚労省の、五ページですけれども、十一月の一日時点で、ファイザー千六百万回、モデルナ二千二百万回、合計三千八百万回分が国の倉庫にあつたわけですよ。どんどん打てるじゃないですか。逼迫なんかしていないじゃないですか。

そして、市中に出ているのは、下にありますが、それでも、自治体へ配送したワクチン、使用されていないもの、ファイザーが七百七十万回、モデルナが百二十万回。市中にも八百九十万回あるじゃないですか、三千八百万と別に。

これについて、何で高齢者からどんどんどんどん打つていけないのか、三回目ですね。これは人災だと思えますよ。

是非、厚労大臣の見解を聞きたいんですけれども。今どういう状況かという認識をお伺いしたいんですよ。

つまり、尾身先生がこの予算委員会で緊急事態宣言を出す際のポイントをおっしゃっているんですね、答弁で。どういうふうにおっしゃったかという、重症者の増加も含めて、医療機能不全が想定されれば、実際に機能不全が発生する前に宣言を出すオプションもある、選択肢もある、こういうふうにおっしゃっているんですが、ちょっと現状認識を聞きますと、今は、医療機能不全が想

定される、こういう状況にあるというふうには考えていませんか。

○後藤国務大臣 今、アドバイザリーボードにおきましても、療養者、重症者、死亡者の数の増加が続いている、当面は軽症、中等者の医療提供体制の逼迫が続き、しかし、高齢の重症者が増加して、重症病床も逼迫する可能性も高まっている等の評価も出ておりまして、入院が必要な方が入院できない事態に陥ることは何としても避けなければならぬと考えておりまして、しっかりとそういう観点から判断をしていきたいというふうに考えております。

それから、一つだけ補足答弁をさせていただきますけれども、ファイザー社の千六百万回分は、四百十萬回分については、周知時期は十月十五日、配送は十一月十五日、ファイザーの千二百万回分は、周知時期が十一月十七日で、配送は十二月十三日に済んでおりますので、そういう意味では、ずっと持っていたわけではありません。（発言する者あり）

○根本委員長 答弁は簡潔に。

長妻昭君。（長妻委員「これは答えていない、今の、私の質問に。医療機能の不全が想定されているんですかと。想定されているのかどうかです。聞いていない」と呼ぶ）

じゃ、後藤大臣。想定されているのか。○後藤国務大臣 今申し上げた状況の分析が今の状態に対する分析でございまして、機能不全が今すぐ想定されているのかということからいえば、避けなければならぬ状況で、今、必死になって

情勢も分析しながら取組も行っているとございします。

今後、重症病床も逼迫する可能性も高まってくるという認識はアドバイザリーボードでいただいております、その評価は。その認識に政府も従っております。

○長妻委員 今、避ける努力をしていて、まだ医療機能不全が想定されていないという答弁ですね。今は。（後藤国務大臣「今、現在」と呼ぶ）ええ、ちょっと、それを。

○後藤国務大臣 一つ一つの質問にイエスカノーかだけでお答えできることが適切な質問も、そうでないものもあります。

状況については、今申し上げたようなアドバイザリーボードの状況であります。

○長妻委員 これは、そんな話で、危機感をちゃんと共有しないと駄目ですよ、周りと。

今おっしゃったのは、じゃ、具体的に聞くと、今、入院すべき方が入院できないということは避けるというふうにおっしゃいましたけれども、そういう状況が今起こっていると私は思うんですね。入院すべき方が入院できない状況が今起こっている、この認識は共有いただけますか、今起こっている。

○後藤国務大臣 そういう重症者の逼迫自体は、重症病床の使用率等を見ると、今すぐ起きていないというふうな数字としてなっているわけではないと思いますけれども、しかし、重症病床の逼迫も、今後、感染者が増加するに従って生じてくるということについては、大変に重大なことだと考えて

おりまして、そういうことが起きないための対策に必死に取り組んでいるところですよ。

○長妻委員 数字上は今ないということなんですが、現実には今私が起こっているというふうに思うんですね。それは思わないんですか。入院すべき方が今現実には、数字上じゃないですよ、入院できない、こういう現状が今発生しているという理解はないんですか。

○後藤国務大臣 今現在、重症化病床の使用率等に余裕がないわけではないので、本当に医学的に必要な方についての入院はできるといふふうに考えておりますけれども、例えば、具体的な例で、重症化されようとされている方が入院ができるかできないのかという例一つ一つについて、全体としてはそういう事態ではないというふうに思いますが、それでも、今後の事態は非常に予断を許さない厳しい事態であるといふふうに認識をしております。

○長妻委員 本当に危機感が足りないし、実態把握が非常に甘いと言わざるを得ません。何しろ私はこの三回目のワクチンの遅れは人災だと思っておりますので、しっかりと取り組んでください。

ありがとうございます。